

令和4年第7回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令4年7月1日(金) 午前9時30分から午前10時50分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
教育委員 鈴木森晶  
教育委員 中田めぐみ

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
学校教育課長 井戸茂治  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 小坂井美衣  
学校教育グループ長 菊地智行  
書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認  
日程第2 教育長の報告  
日程第3 付議案件  
(1) 議案第26号 令和5年度使用 小中学校教科用図書の採択について  
(2) 報告第1号 小中学校夏休みの指導計画について  
(3) 報告第2号 第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について  
(4) 報告第3号 中学校制服の見直しについて  
日程第4 その他

## 6 議事内容

### 開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 :  ただいまから、令和4年第7回豊山町教育委員会定例会を開会します。

### 【日程第1  前回会議録の承認】

教 育 長 :  議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和4年6月3日に開催いたしました令和4年第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 :  第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后に委員の皆様のご署名をお願いします。

### 【日程第2  教育長の報告】

教 育 長 :  7月になりました。早くも猛暑の夏を予感する気象状況となっています。小中学校では、3年ぶりの水泳授業が実施されています。スカイプールも明日2日から開場いたします。熱中症と新型コロナウイルス感染症への万全の対策はもちろん、何よりも事故のないことを願っています。

後ほど、報告がありますが、一昨日、中学校の施設整備基本構想会議を開催し、最終まとめの協議をしていただきました。また、中学校の制服の見直しについては、7月から検討を開始する予定であります。いずれも新しい時代に向けた取組でありまして、前向き、かつ、柔軟な姿勢が大切だろうと思えます。「不易と流行」という言葉がありますが、事の本質の見極めを違えないように、新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

なお、急激な物価高騰から学校給食など教育活動にも直接間接に影響が出てくることが予測されますが、国の臨時交付金を活用するなど、できる限り保護者の皆様の負担増にならないように努めてまいります。

事 務 局 長 :  この間の事業報告をいたします。

6月3日に、校長会議を行いました。

6月9日に、第1回豊山町民体育大会実行委員会を開催しました。

6月23日に、名古屋空港ロータリークラブ・名古屋城北ロータリークラブ絵本図書贈呈式を行いました。名古屋空港ロータリークラブ

と、名古屋城北ロータリークラブから絵本100冊をいただき、社会教育センターの幼児遊戯室に配架しました。

同じく6月23日に、第2回豊山町民体育大会実行委員会を開催しました。

6月26日に、豊山ウインドオーケストラ第1回定期演奏会を開催しました。

6月29日に、第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しました。後程、報告第2号でご説明します。

6月6日から6月17日まで、豊山町の6月議会が行われ、2名の議員から教育委員会に関する一般質問がありました。

### 【質問内容について抜粋して説明】

#### 【日程第3 付議案件】

- 教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。  
「議案第26号 令和5年度使用 小中学校教科用図書採択について」、事務局から説明をお願いします。
- 教育専門員 : 一説明—
- 教 育 長 : 昨年度と同じものを使用するということですか。
- 教育専門員 : そうです。
- 中 田 委 員 : 中学校の音楽の教科書が変わっているようですが。
- 教育専門員 : 音楽の教科書は、令和4年度に変更がありましたが、令和5年度は全ての教科書を令和4年度と同じものを使用します。
- 小 出 委 員 : 副教材についても、同じものを使用しますか。
- 教育専門員 : 副読本は同じものを使用しますが、副教材のワーク類は学校毎に毎年選定をします。
- 教 育 長 : デジタル教科書が近年話題に上がりますが、現在使っている教科書で、デジタル化されているものはありますか。
- 教育専門員 : 学習者用のデジタル教科書は、全ての教科で作られていますが、有償です。紙の教科書は無償で配布されますが、デジタル教科書は有償になります。
- 鈴 木 委 員 : 途中で何か大きな変更が生じた場合は、教科書を変更することもできますか。
- 教 育 長 : 基本的には、4年間同じものを使用します。変更事由があった場合は、採択の手続きを行った上で変更します。昨年度も、社会科の教科書を1冊追加しました。
- 鈴 木 委 員 : 歴史上の人物の名前が間違っていたり、どうしても変更しなければ

ならない事由が生じた場合は、出版社がその部分だけを変えて対応するのか、教科書そのものを変えてしまうのか、いかがでしょうか。

教 育 長 : 教科書は文部科学省の検定を通っていますので、もう1度採択をやり直すことになると思います。

議案第26号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第26号は原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 小中学校夏休みの指導計画について」、事務局から説明をお願いします。

教育専門員 : 一説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員 : いつ頃配布されますか。

教育専門員 : 保護者会で保護者の方に配布した後に、担任から児童生徒に配布されます。

後 藤 委 員 : 保護者会はいつ頃ですか。

教育専門員 : 多くの学校が、来週頃に行います。

後 藤 委 員 : アフタースクールは、1か月か2か月前に予定を提出しなければならぬため、出校日は早目に教えてもらえると助かります。

教育専門員 : 出校日であれば、PTA総会の際に、年間計画でお伝えできていると思います。

中 田 委 員 : SNSの利用について心配しています。豊山小学校の「夏季休業中の児童の指導等について」の中には、「出会い系サイト等に巻き込まれないように指導する。」と記載されていましたが、子どもたちに配られる用紙には書いてありませんでした。

教育専門員 : 学校に伝えておきます。

教 育 長 : 情報モラルを学校と家庭の両方でやっていかないといけません。

そういう意味では、書き方には工夫があった方が良いでしょう。

後 藤 委 員 : 保護者も知識不足だったりするので、保護者も努力していかなければいけません。

教 育 長 : 生徒指導の会議で、朝起きると未読が100件くらい溜まっていて、それに返さないと仲間外れにされてしまう、という事例を話された方がいました。ある保護者は、使用をやめさせたと言っていました。  
夏休みの間に、保護者や先生が目が届かないところで、やりとりが行われるかと思うと、その危険性を感じます。

中 田 委 員 : スマートフォンはスクリーンショットができるため、やりとりを撮

影して拡散することができて怖いです。

後藤委員： 全て家庭が行うことは難しいですが、学校だけに任せきりでも、先生方の負担になってしまいます。お互いに、協力してやっていければ良いと思います。

教育長： 情報モラルの書き方について、一工夫必要であることを学校に伝えましょう。

中田委員： 薬物の授業と同じように、SNSについても、同じように授業があると良いと思います。

教育専門員： ある学年では、ケータイ・スマホ安全教室を開催していますが、全ての学年では行えていません。

中田委員： 小学生と中学生でも全然違うため、授業でやってもらえると、ありがたいです。

教育長： 生徒指導の大きな課題です。学校にも伝えましょう。

続いて「報告第2号 第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

25から26ページまでの候補地についてが、最も重要なところです。今後、費用や周囲に与える影響等を踏まえて検討されていくと考えます。

鈴木委員： これからの議論の土台として、良いものができたと思います。

候補地については、これから議論されていきます。記載されている内容を全て実現することは、予算の制約上難しいため、どれかを選んでいかなければなりません。

資料46ページの、アンケートの自由記述欄の記載ですが、記載が多い順に並べてほしいと思います。また、資料は一部が赤字になっていますが、強調したいわけではないため、誤解されませんようお願いします。

教育長： 公表はいつを予定していますか。

事務局長： 8月を目途に公表したいと考えています。

後藤委員： いつ着工しますか。

事務局長： 建設や設計の時期は、まだ決まっていません。

教育長： 続いて「報告第3号 中学校制服の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： これは報告事項でしょうか。最終的な制服の決定について、校長に権限があることに違和感を感じます。法的根拠がないならば、それにこだわる必要は無いように思います。制服を変更するか、変更するとしても、制服を生徒が決定するという方法もあるので、どのように決定するかを、もう少し教育委員会で議論してもよいのではないのでしょうか。そうであれば、定例会の議決案件になります。

事務局長： 平成30年3月19日付けで、文部科学省から、制服の見直しについては、校長判断で行うことが望ましいという通知が示されています。

その中で、「教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。」と明記されています。この通知に則って進めていくことから、議案ではなく、報告事項としました。

後藤委員： 通知に従って行っていることはわかりました。節目節目で、教育委員会の意見を反映していただければと思います。

校長先生に説明責任が発生し、負担が大きくなってしまうため、教育委員会でサポートをする必要があると思います。

また、今の中学生に意見を聞くと、見直し後の制服を着られない子どもたちが議論をすることになるため、少し気になります。

事務局長： たしかに、今の中学校2、3年生の子どもたちは見直し後の制服を着られませんが、小学校4年生以上の児童からも、アンケートで意見を聞きたいと思っています。

細かいスケジュールは決めていませんが、保護者を含めて検討していく予定です。

後藤委員： 子どもたちもすごく興味があると思います。ただ、エンブレムは選挙で決めるのに、制服は校長が決めるというのは、違和感があります。

教育長： 豊山町は中学校が1校しかないため、教育委員会がサポートをしますが、中学校が複数ある市町村は、子どもたちの意見も様々であるため、校長が判断しているようです。

生徒の意見を尊重しつつ、最終的には校長が決めることになりますが、地域や生徒、保護者の理解を得ることが大切です。

後藤委員： 思春期に何を着るかは大事なことです。子どもたちの意見を反映できると良いと思います。

また、子どもたちの意見の裏には、洗濯のしやすさや、費用といった保護者の意見が隠れていることを考えてもらえればと思います。

教育長： 既に導入している市町村の事例も参考にしながら、進めていきたい

と思います。

中田委員： 制服を購入した当時、娘の身長は160cmくらいでした。制服を買いに行くと、180cmのものを勧められました。結局、指定店で165cmのものを購入しましたが、生徒指導で、スカートの丈が短いと言われました。

娘よりも背が低い子は、170cmのものを購入したそうですが、指定店で購入したのに、生徒指導で引っかかってしまうと困ります。

後藤委員： 親は、子どもを学校に預けているため、意見を言いづらいところがありますが、意見が出ないから不満に思っていないわけではありません。聞けば、様々な意見が出ると思います。

教育長： 制服の見直しについて、教育委員会の場で、改めて議論する機会を設けてはどうでしょうか。

鈴木委員： 私は、着ていく服を迷わなくて良かったので、制服に対する不満はありませんでしたが、女性は大変だと思います。

たった数センチのことで指導されてしまう体制を見直した方が良いのではないのでしょうか。

後藤委員： スカートの丈や髪結び方など、豊山中学校は厳しいように思います。清潔な身なりであれば、良いのではないのでしょうか。

丈を計られたり、髪型等の確認が嫌で、豊山中学校に行かない子もいました。

教育長： 制服の見直しは、校則の見直しにもつながります。

中田委員： スカートの丈は、膝ぐらいなら良いと思いますが、受験の時に短いと、減点になると先生に言われます。

教育長： 県立高校では、それだけで減点になるようなことは無いと思います。

以上で付議案件を終わります。

#### 【日程第4 その他】

教育長： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育グループ長： 一連絡事項― 事務連絡（次回定例会の日程）

教育長： その他、委員の皆様から何かご発言はありますか。

中田委員： 熱中症対策のことでお聞きしたいです。部活や体育の授業中のマスクの着用について、どのように指導されていますか。子どもたちが、熱中症にならないか心配です。

教育専門員： 外しなさい、と言うと強制になってしまうため、各自の判断で外し

ても良い、と指導しています。

閉会の宣告（午前10時50分）

教 育 長 : これをもちまして、令和4年第7回豊山町教育委員会定例会を閉会  
します。



令和4年第7回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和4年7月1日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- |     |        |                            |
|-----|--------|----------------------------|
| (1) | 議案第26号 | 令和5年度使用 小中学校教科用図書の採択について   |
| (2) | 報告第1号  | 小中学校夏休みの指導計画について           |
| (3) | 報告第2号  | 第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について |
| (4) | 報告第3号  | 中学校制服の見直しについて              |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第26号

令和5年度使用 小中学校教科用図書採択について

令和5年度に豊山町立小中学校において使用する教科用図書について、別紙のとおり採択することについて、議決を求める。

令和4年7月1日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提案理由

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、採択する必要があるからである。

## 愛知県令和 5 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

### ○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

### ○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の 1 から 8 の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

#### 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和 4 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

#### 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和 4 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

#### 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和 4 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、5 の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

#### 4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

#### 5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和5年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

#### 6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和5年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

#### 7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

#### 8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

## 報告第1号

### 小中学校夏休みの指導計画について

令和4年7月21日から始まる豊山町立小学校及び中学校の夏季休業期間中における児童生徒の生活指導、学校運営計画について、各小学校・中学校長より別紙のとおり提出がありましたので、報告します。

## 報告第2号

### 第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について

第8回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午後4時から
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3・4
- 3 出席者 委員：鈴木賢一(会長)、鈴木森晶(副会長)、武者一弘、池山和徳、水野晃、小川晃永  
事務局：北川昌宏 教育長、安藤憲司 事務局長  
小出泰司 教育参事、井戸茂治 学校教育課長  
菊地智行 学校教育グループ長  
山永五香 学校教育グループ主任  
大見明弘 産業建設部参事  
上田卓 建設課土木・農政グループ主事  
阪急コンストラクション・マネジメント(株)  
杉田昌彦、佐藤学、長谷川裕美  
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 岩田雄三
- 4 欠席者 委員：風岡治、前田治、篠田弘男
- 5 議題 (1) 町民アンケート結果について  
(2) 目指すべき中学校のあり方についてー最終まとめ案ー
- 6 議事内容【抜粋】
  - (1) 町民アンケート結果について  
参考資料2において、グラフ及び「その他意見」の数を修正した箇所について、事務局から報告を行った。  
(主な意見)  
・「その他意見」の順番が、今は内容が似たもので並んでいるが、件数が多い順に並べた方が良いのではとの意見があったので、修正すると回答した。
  - (2) 目指すべき中学校のあり方についてー最終まとめ案ー  
「目指すべき中学校のあり方ー最終まとめ案ー」について、第7回会議での

協議をもとに修正した項目等を中心に説明を行った。

(主な意見)

- ・ 改築候補地比較表において、候補地 1 で体育館棟は大規模改修となっているが良いのかと質問があり、長寿命化計画に基づいている旨を回答した。
- ・ 候補地 2 (スカイプール・豊山グラウンド) は外から見ると中学校敷地には狭い印象があったが、数字を並べて比較すると必要な面積を満たしていることが分かった。
- ・ 最終まとめに至る議論について、議事録を残し、後々もわかるように大切にしてほしい。
- ・ 通学路の安全対策について、今回のまとめでは触れていないが、今後の計画等において検討していただきたい。

## 報告第3号

### 中学校制服の見直しについて

令和6年度から豊山中学校に新たな制服を導入するにあたり、今年度から別紙のとおり制服の見直しを行いますので、報告します。



## 中学校制服の見直しについて

## 1 目的

- ・寒暖に応じて調整しやすい服装にすることで、1年を通じて快適に過ごせるようにする。
- ・児童生徒が、個性を尊重し、多様性の理解を深め、新たな学校教育環境の形成の一環とする。
- ・社会の要請に応じ、誰もが快適な学校生活を送ることのできる制服を検討する。

## 2 導入時期・適用対象

導入時期：令和6年4月

適用対象：全学年（選択制）

## 3 実施方法及び目標

【第1期】 情報収集と目的の確立（令和4年4月～）

- ・制服見直し検討会議設置
- ・改定に向けた情報収集、アンケートの実施（生徒・保護者）
- ・生徒会と意見交換（生徒会）

【第2期】 制服の具現化又は課題への取組（令和5年1月～）

- ・メーカーの決定
- ・メインデザイン案の提示
- ・エンブレムデザイン案の提示
- ・メインデザイン・エンブレムデザインの決定  
（メインデザイン・エンブレムデザイン選定総選挙 小4～中3児童生徒保護者）
- ・校則改定案作成

【第3期】 製造業者・販売業者等販売手続き（令和5年5月～）

- ・販売方法・委託する事業所の決定（教育委員会）
- ・契約・周知・調整（教育委員会・学校）

## 4 検討会議構成員

町内校長会代表を委員長とし、町内中学校3名、町内3小学校各1名、保護者代表各校1名、学識経験者で構成する。

## 5 役割

- ・中学校  
中学校の制服であり、校長の権限において適切に判断すべき事柄であることを確認する。  
中学校の教育方針に照らし、制服の在り様を追求した具体的な形として決定する。
- ・教育委員会  
決定事項を承認するとともに、指定制服の変更に伴う社会的影響などを総合的に判断し、助言する。
- ・検討委員会  
諸課題を洗い出し、その具体案の草案を提示する。

## 6 他市町（愛日地区）の状況

- ・令和4年度導入：尾張旭市、豊明市、長久手市（3市）
- ・令和5年度導入予定：瀬戸市、春日井市、日進市（3市）
- ・導入に向けて検討中：小牧市、東郷町（2市町）
- ・予定なし：北名古屋市、清須市（2市）